

30

10 国 未
受

11 費 () ()

12 他 他 村
(1) 貸 村 連 産 付
(2) 連 連 本
(3) 連 連 本

本

15

16

17 村

布

1

2

3

1
2
3
1
2
3



★この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

◎A

◎B

この欄は都道府県が使用します。

10 月

(注)

(1)

(2) 「

エ

(1)

15 ぞはげ 各 各 固

(2)

むす の お り む る り、

(3)

16 な むり 各

(4)

a)

(5) 「

17 同

b)

c)

(6)

18

(3)

11 ラ・ なより をた 託 た、

19

未 各

(1)

(1) 房 「

(2)

(1)

(2)

(3)

(3)

(2)

12 なよ 託 た、 るか での ら なよ た、

(4) 既 ら 「

(1)

0 「での など じりめ てじ、

(3)「その他の給与額等」

(2) てめ 房およ るりめ の な むじ、

エ

13

(5)「ウ 1日当り用途別用水量」

をた 託 た、 な じり ぞ

(1) 「なの およ ぞ す め託 た、

(1)

「

(2)

(3)

エ 2 しゆ 「での の しゆ な るり じ、

エ し な じり仕 房およ取 るぞめ の な 託 た、

(4) 「

(2)